

一般社団法人 日本リネンサプライ協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本リネンサプライ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2. 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、リネンサプライに関する技術の向上並びに知識の普及啓発を図るとともに、リネンサプライ業の健全な育成に努め、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リネンサプライに関する技術及び品質の調査研究
- (2) リネンサプライに関する知識の普及啓発及び情報提供
- (3) リネンサプライに関する講習会及び試験等の実施
- (4) リネンサプライに関する衛生基準の策定と認定制度の実施
- (5) リネンサプライに関する機関誌等の発行
- (6) リネンサプライに関する諸外国との情報交換及び技術の交流
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 準 会 員
- (3) 賛助会員

(正会員)

第6条 本会の正会員は、次に掲げるものとする。

- (1) リネンサプライ業を営み、本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 学識経験を有する者又は本会の目的に賛同する者で、社員総会において推薦を受け入会した者

2 前項第2号で入会した者の資格期間は、2か年とする。ただし、社員総会において、推薦を受けたときは延長を妨げない。

(準会員)

第7条 前条第1項第1号の正会員が開設する支店、営業所、工場等は、準会員として本会に入会することができる。

(賛助会員)

第8条 リネンサプライ業に関連する他の事業を営むもの、又は本会の目的に賛同するものは、賛助会員として本会に入会することができる。

(入会)

第9条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
ただし、第6条第1項第2号の規定により社員総会の推薦を受けて入会した会員並びに第7条に定める準会員は、この限りでない。

(会費の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費や入会金、その他会員としての義務に基づき納入した金品は、これを返還しないものとする。

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第14条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 正当な理由なしに会費を1年間滞納したとき

第 4 章 社 員 総 会

(構 成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会（以下「総会」という。）とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1につき1個とする。

(決 議)

第21条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場

合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第23条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第21条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第25条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常任理事とする。
- 3 会長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事を一般法人法上の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員もしくは正会員たる法人の役職員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事が、正会員もしくは正会員たる法人の役職員の資格を失ったときは、理事の地位を失う。

(職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、必要に応じて理事会に提議する事項を審議する。
- 6 監事は、理事の職務に執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 費用の弁償については、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第31条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役)

第32条 本会に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、本会の会長若しくは副会長を経験した者の中から、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 相談役は、その経験に基づき、本会の運営、組織等に関する重要事項につき、会長の諮問に応える。
- 4 相談役の任期は、2か年間とする。
- 5 相談役は、無報酬とする。

(顧問)

第33条 本会に、広く学会、政財界、業界等の学識経験者等から選んだ顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の選任は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 3 顧問は、それぞれの専門の知識、技能等に関し、会長の諮問に応える。
- 4 顧問の任期は、2か年間とする。
- 5 顧問には、総会の決議により報酬を支払うことができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、最初の評決に加わることができない

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序に従い、副会長が議長となる。

(職務の執行状況の報告)

第40条 会長及び専務理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

第7章 常任理事会

(構 成)

第42条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会の議長は、会長とする。

(招 集)

第43条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常任理事会を招集する。

(常任理事会の決議)

第44条 常任理事会の決議は、構成理事の5分の3以上が出席し、出席構成理事の3分の2以上の多数をもって決する。

(常任理事会の付議事項)

第45条 常任理事会においては、理事会の付議事項を審議するとともに、本会運営上経常的な事項を付

議する。

(議事録)

第46条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、会長及び出席者2名がこれに記名押印する。

第8章 支 部

(支 部)

第47条 本会には、総会の決議により、地理的条件により区分された支部を置くことができる。

- 2 正会員及び準会員は、その所在地により当該地域の支部に所属しなければならない。ただし、第6条第1項第2号により総会の推薦を受けて入会した会員は、この限りではない。
- 3 賛助会員は、その所在地にかかわらず希望する支部に所属することができる。
- 4 支部には、正会員の中から選出する支部長を置き、支部会を定期的に開催し、所属会員相互間の連絡調整を行うとともに、理事会の定めるところにより、本会の事業の円滑なる推進を図る
- 5 会長は、必要に応じ支部長連絡会を招集する。
- 6 支部の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別々に定める。

第9章 委員会及び部会

(委員会等)

第48条 本会に、本会の事業を円滑に推進するため、理事会の決議により、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別々に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第50条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第52条 本会が資金の長期借入（当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）をしようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(剰余金の分配の制限)

第53条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第55条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第58条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章 雑 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本リネンサプライ協会の会員である者は、第5条の規定にかかわらず、前項の登記の日はこの会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の最初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理事	飯田 正博、五十嵐昌治、石井 敏男、今井 誠則、岩田 成敏、 岩渕 朗、大野 好男、岡本 司、小野木孝二、唐岩 勲、 久保 章、坂林 弘一、關口 雅章、相馬 敏行、武田 善彦、 田中丸昌宏、辻村 清司、坪井 隆佳、西 一彦、堀井 正隆、 松本 仁、村田 弘志、最川 繁、茂木 紀幸、山下 一平、 山田 修、渡邊 泰崇
監事	伊藤 伸一、古木 秀典
- 5 本会の最初の代表理事は、武田 善彦、業務執行理事は、茂木 紀幸とする。

(改正経過)

平成25年	4月 1日	施行
平成28年	6月17日	一部改正